

# 令和7年度行政評価計画

## 1 目的

令和7年度の行政評価は、第5次総合計画基本計画に掲げる各施策の推進を図る観点から、財源、人材等の行政資源を適切に配分して課題に即した行政活動を展開することにより、三田市に関わる全ての人の満足度を向上させることを目的としている。

## 2 行政評価の対象

第5次総合計画基本計画に掲げる各施策（25項目）及びデジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業（3事業。以下「対象施策等」という。）

## 3 行政評価の種類

事後評価（評価時点までに確定した活動等の内容とその効果や課題等に対する評価）

## 4 行政評価の手法

### (1) 内部評価（4月～5月）

- ① 対象施策等を所管する部長は、前年度の施策実施状況等を踏まえて、内部評価を行う。
- ② 内部評価に当たっては対象施策等における「重点項目の取り組み結果」や「成果指標の推移」に着目して分析し、「今後の重点課題等」を取りまとめて評価調書を作成する。

### (2) 内部評価の公表とパブリックコメントの実施（6月～7月）

- ① 実施機関は、上記(1)の内部評価を次の方法で公表する。
  - ・市役所、各市民センター等への備え付け
  - ・ホームページ等へ掲載
- ② 公表にあわせ、内部評価に対する市民意見を募集する。この募集は、三田市市政への市民参加条例に規定するパブリックコメント手続に準じて行う。
- ③ 実施機関は、パブリックコメントの実施内容を事前に市議会に情報提供する。

### (3) 外部評価（6月～7月）

- ① 三田市行政評価委員会（以下「委員会」という。）において内部評価の検証を行う。
- ② 実施機関は、委員会の意見等を勘案し、外部評価の対象を決定する。
- ③ 委員会は、所管部局への聴き取りを行うなどして審議を実施し、外部評価として取りまとめる。
- ④ 外部評価の結果を公表し、あわせて市議会に情報を提供する。なお、この公表等は、下記(4)の行政評価の確定及び公表とあわせて実施することができる。

### (4) 行政評価の確定と公表

実施機関は、上記(2)のパブリックコメント及び上記(3)の外部評価等に基づき、内部評価の見直しを行い、行政評価を確定し公表する。あわせて、市議会に情報提供する。

## 5 スケジュール概要

4月～5月	行政評価調書（内部評価）の作成
5月	内部評価の確定、市議会への報告
6月～7月	パブリックコメントの実施
6月～7月	委員会開催
7月	行政評価の確定と公表等